

目 次

第1章 漁港漁場関係事業の概要

1.1 水産基盤（漁港・漁場・漁村）の整備の方向

1.1.1 漁港・漁場・漁村の整備

1.1.2 漁港漁場整備法

1.1.3 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針

1.1.4 漁港漁場整備長期計画

1.2 漁 港 海 岸

1.2.1 漁 港 海 岸

1.2.2 漁港海岸の整備の方向

第2章 事業実施に伴う事務手続

2.1 申請事務手続

2.1.1 漁港漁場関係事業の予算の成立及び予算の区分

2.1.2 補助金等の割当内示

2.1.3 補助金の交付申請（交付金に係るものは除く。）

2.1.4 補助金等の交付決定通知

2.1.5 補助金等の概算払（前金払を含む）

2.1.6 事業実施計画変更の事務手続

2.1.7 実績報告と額の確定（返還命令を含む）

2.2 会計事務の手続

2.2.1 漁港漁場整備関係事業の会計事務の特殊性

2.2.2 支出負担行為の実施計画

2.2.3 支出負担行為計画の示達

2.2.4 支払計画示達

2.2.5 前金払及び概算払

2.2.6 事業の繰越及び決算

2.3 補助金等交付申請事務手続きの補足

2.3.1 補助金早期交付決定（早期着工）（交付金に係るものは除く。）

2.3.2 内 枠 申 請

2.3.3 工 法 協 議（交付金に係るものは除く。）

2.3.4 全体設計協議（交付金に係るものは除く。）

2.3.5 申請に当たっての留意事項

2.4 取得財産を処分する場合の手続

第3章 補助金等の交付申請書の作成

3.1 補助金等の交付申請の手続き

3.2 申請書の様式と記入要領

3.2.1 水産基盤整備事業

3.2.2 海岸整備事業

3.2.3 調査指導監督費について

3.3 申請書の添付図面・資料と製本（交付金に係るものは除く。）

3.3.1 添 付 図 面

3.3.2 添付資料

3.4 申請書の経費の内容と算定

3.4.1 事業費の構成

3.4.2 調査指導監督費

3.5 本工事費

3.5.1 本工事費の構成

3.5.2 本工事費の算定

3.5.3 本工事費の算定に関する補足

3.6 附帯工事費

3.6.1 附帯工事費の内容

3.6.2 仮設工との関係

3.6.3 補助率の算定

3.6.4 注意事項

3.7 測量及び試験費

3.7.1 測量及び試験費の内容

3.7.2 測量及び試験費の留意点

3.7.3 補助率の算定

3.8 用地及び補償費

3.8.1 用地及び補償費の内容

3.8.2 補助率の算定

3.9 船舶及び機械器具費

3.9.1 船舶及び機械器具費の内容

3.9.2 安全灯及び灯標の設置の取扱いについて

3.9.3 補助率の算定

3.9.4 注意事項

第4章 国庫負担，補助の範囲

4.1 漁港施設の整備

4.1.1 外郭施設

4.1.2 水域施設

4.1.3 係留施設

4.1.4 輸送施設

4.1.5 漁港施設用地

4.1.6 漁港浄化施設

4.1.7 清浄海水導入施設

4.1.8 廃油処理施設

4.1.9 荷さばき所

4.1.10 水産物流通機能高度化対策事業

4.1.11 水産物供給基盤機能保全事業

4.1.12 漁港施設機能強化事業

4.1.13 水産物輸出促進緊急基盤整備事業

- 4.1.14 自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業
- 4.1.15 水産物供給基盤機能保全事業
- 4.1.16 漁港施設機能強化事業
- 4.1.17 ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業

4.2 漁場の整備

- 4.2.1 魚 礁
- 4.2.2 増 殖 場
- 4.2.3 養 殖 場
- 4.2.4 資源回復支援基盤整備事業
- 4.2.5 磯焼け対策緊急整備事業
- 4.2.6 水産環境保全創造総合対策事業
- 4.2.7 既存の造成範囲と重複する漁場の整備
- 4.2.8 魚礁及び着定基質の新規構造物の取扱い
- 4.2.9 豊かな海を育む総合対策事業

4.3 漁港漁村の環境整備

- 4.3.1 漁港漁村環境整備事業
- 4.3.2 漁村再生交付金事業

4.4 漁港関連道整備事業

4.5 海岸施設の整備

- 4.5.1 海岸保全施設整備事業
- 4.5.2 津波・高潮危機管理対策事業
- 4.5.3 海岸環境整備事業

4.6 共 通 事 項

- 4.6.1 排 水 設 備
- 4.6.2 用地及び補償費
- 4.6.3 景観・生態系配慮の取扱いについて
- 4.6.4 高齢者等に配慮した漁港漁村施設の整備について
- 4.6.5 技術活用パイロット事業・モデル事業について
- 4.6.6 木材の利用促進について
- 4.6.7 浚渫等土砂の処分について
- 4.6.8 水産系副産物活用推進モデル事業
- 4.6.9 漁港標識等の設置について
- 4.6.10 そ の 他

4.7 補助率等の算定

第 5 章 計画変更の取扱い

5.1 計 画 変 更

- 5.1.1 計画変更の理由
- 5.1.2 計画変更の取扱い

5.2 事業基本計画等の変更

- 5.2.1 特定漁港漁場整備事業

5.2.2 特定漁港漁場整備事業を除く水産物供給基盤整備事業，水産資源環境整備事業

5.2.3 漁港漁村環境整備事業

5.3 実施計画の変更と変更手続き

5.3.1 実施に伴う軽微な変更

5.3.2 実施に伴う変更申請の手続き

第6章 合併施行

6.1 合併施行

6.1.1 合併施行の概要

6.1.2 合併施行対象事業

6.1.3 費用負担

6.1.4 基本断面と合併断面

6.1.5 合併施行する場合の注意事項

6.2 経費負担額の算定

6.2.1 工事設計書

第7章 手戻り工事

7.1 手戻り工事

7.1.1 手戻り工事と手戻り復旧工事

7.1.2 手戻り復旧工事の要件

7.1.3 手戻りを受けた場合の報告

7.1.4 手戻り復旧工事の実施

7.2 事例

7.2.1 手戻り復旧工事を実施する場合

7.2.2 手戻り復旧工事として扱わない事例

第8章 実績報告と額の確定

8.1 水産基盤整備事業及び海岸整備事業

8.1.1 事業遂行状況報告書の提出

8.1.2 実績報告書の種類等

8.1.3 額の確定

8.1.4 実績報告書の提出期限及び提出部数

8.1.5 実績報告書の作成区分

8.1.6 実績報告書等の提出書類

8.1.7 補助事業遂行状況報告書の様式

8.1.8 補助事業実績報告書の様式

8.2 災害復旧事業

8.2.1 災害復旧事業の実績報告及び額の確定

8.2.2 実績報告及び額の確定の様式等

第9章 繰越関係

9.1 繰越制度

9.1.1 繰越の種類

9.2 繰越の手続き

9.2.1 明許繰越及び翌債による繰越の場合

9.2.2 事故繰越の場合

9.2.3 繰越手続きに係る通達等

第10章 決算関係, その他

10.1 歳出決算額通知書

10.2 債務負担額計算書

10.3 後進地域特例法適用団体等補助率差額の手続について

10.3.1 補助率差額

第11章 浜の活力再生交付金

11.1 漁港機能高度化目標

11.1.1 メニューの構成

11.1.2 機能向上対策関係

11.1.3 防災対策関係

11.1.4 事業費の構成

第12章 地方創生推進交付金

12.1 地域再生法の概要

12.2 地方創生推進交付金

12.3 制度の基本的なしくみ

12.4 地方創生汚水処理施設整備推進交付金

12.4.1 概要

12.4.2 地方創生整備推進交付金交付金交付までの流れ

12.4.3 交付金対象事業の内容

12.4.4 事業実施主体

12.4.5 地方創生汚水処理施設整備推進交付金申請に係る提出書類

12.5 地方創生港整備推進交付金

12.5.1 趣旨

12.5.2 制度の概要

12.5.3 制度の特徴

12.5.4 地方創生港整備推進交付申請に係る提出書類

第13章 農山漁村地域整備交付金

13.1 概要

13.2 交付対象事業の内容

13.3 事業実施主体

第14章 漁港機能増進事業

14.1 概要

14.2 補助対象事業の内容

14.3 事業実施主体

附 録

I 安定計算表の様式

II 漁港標識類一覽